

JICDAQ

ロゴおよび

認証マーク使用規定

2021年11月1日初版【1.0】

目次

- 1 本規定の目的
- 2 ロゴの定義
- 3 認証マークの定義
- 4 権利の帰属
- 5 ロゴの使用者
- 6 ロゴの使用目的
- 7 ロゴの使用範囲
- 8 ロゴの使用申請手続
- 9 ロゴの使用方法についての禁止事項
- 10 認証マークの使用者
- 11 認証マークの使用目的
- 12 認証マークの使用範囲
- 13 認証マークの使用申請手続
- 14 認証マークの使用方法についての禁止事項
- 15 使用期限
- 16 使用制限、無断使用への措置
- 17 使用者の責任・免責
- 18 使用規定の変更
- 19 準拠法

1 本規定の目的

一般社団法人デジタル広告品質認証機構（以下「JICDAQ」）のロゴ使用にあたっては、当法人の趣旨に賛同し、当法人が定める各種規程・規約（認証制度に関する基本規程、認証制度に関する運営細則等）を遵守することを前提とする。

本規定は、上記の遵守事項に基づいてロゴおよび認証マークを使用する場合の表示条件および使用条件について定めるものである。

2 ロゴの定義

ロゴは右記のものを指す。

（モノクロ対応は【別紙 B】を参照すること。）



3 認証マークの定義

認証マークは、下記のことを指し、無効トラフィック対策認証 [第三者検証、海外認証、自己宣言] とブランドセーフティ認証 [第三者検証、海外認証、自己宣言] の計 6 種類とする。（モノクロの使用については、ロゴの色指定に準じるものとする。【別紙 B】参照）



4 権利の帰属

JICDAQ のロゴ、並びに認証マークに関する一切の権利（著作権、商標権等含む）は、すべて JICDAQ に帰属する。

5 ロゴの使用者

JICDAQ のロゴの使用者は次のとおりとする。

- ① JICDAQ 及び JICDAQ の会員たる団体および検証・確認機関は、JICDAQ の運営にあたって必要な物理的または電磁的ツール（名刺、封筒、広報資料等の紙媒体、ウェブサイト等デジタル上にロゴを掲出すること等）に使用することができる。
- ② JICDAQ の登録事業者及びその他の法人または団体は、JICDAQ に申請し許可を受

けた場合に限って使用することができる。

6 ロゴの使用目的

本規定5の②により、JICDAQの登録事業者は、JICDAQのロゴをJICDAQへの登録を示す場合にのみ使用することができる。

7 ロゴの使用範囲

本規定5の②により、JICDAQの登録事業者がJICDAQのロゴを使用する範囲は、原則として登録事業者である企業のウェブサイト、所属する役員及び従業員の名刺、JICDAQに関わる事業のセールスツールとしての印刷物とする。

8 ロゴの使用申請手続

JICDAQのロゴを使用する場合は、事前に【別紙A】の所定の申請手続を行い、承認を受けなければならない。その手順は次のとおりとする。

手順1) 申請者は、【別紙A】の申請フォームに記入の上、JICDAQに送付する。

手順2) 申請者は、ロゴの使用許可を受けた場合、JICDAQは受付確認および使用許可の旨をメール等にて申請者に連絡する。

手順3) 申請者は使用許可メール内に格納されたデータを使用する。

9 ロゴの使用方法についての禁止事項

JICDAQのロゴの使用にあたっては、【別紙B】所定のクリエイティブ規定に従わなければならない。また使用にあたり、次の①～⑦の行為を禁止する。

- ① JICDAQの承認なく、使用目的以外に使用すること。
- ② ロゴの変形・加工・改変。(【別紙B】参照)
- ③ 他団体の商品名、サービス名、商標、ロゴ、企業名等の一部として使用すること。
- ④ JICDAQの承認なく、JICDAQと何らかの雇用関係、提携関係、パートナーシップ関係等があること、またはJICDAQによる承認・後援・協力・推奨等を示唆するような方法で使用する。
- ⑤ JICDAQとその事業への誹謗中傷またはその評判を貶めるような方法で使用する。
- ⑥ 違法、反社会的勢力に関連する内容、わいせつまたは公序良俗に反する内容の媒体等で使用する。
- ⑦ その他、JICDAQがその裁量において不適切と判断する方法で使用する。

【別紙 A】

JICDAQ ロゴ 使用申請フォーム

申請日 年 月 日

一般社団法人デジタル広告品質認証機構 (JICDAQ)

事務局宛 【メール：info@jicdaq.or.jp】

下記の通り、JICDAQ ロゴの使用申請をいたします。使用にあたっては貴協会の定める条件を遵守するとともに、その使用状況を貴協会が求める都度直ちに報告いたします。

使用する団体名	ふりがな
サイト URL	
使用目的	
使用方法・態様	
連絡先	担当者氏名： 所在地： 電話番号： メールアドレス：
事務局記入欄	※受付年月日： ※認証番号：

1 0 認証マークの使用者

JICDAQ の認証マークの使用者は次のとおりとする。

- ① JICDAQ 及び JICDAQ の会員たる団体および検証・確認機関は、JICDAQ の運営にあたって必要な物理的または電磁的ツール（名刺、封筒、広報資料等の紙媒体、ウェブサイト等デジタル上に認証マークを掲出すること等）に使用することができる。
- ② JICDAQ の認証を得た品質認証事業者は、JICDAQ から付与された認証マークに限って使用することができる。

1 1 認証マークの使用目的

本規定 1 0 の②により、JICDAQ の品質認証事業者は、JICDAQ の認証マークを JICDAQ から付与された認証を示す目的でのみ使用することができる。

1 2 認証マークの使用範囲

本規定 5 の②により、JICDAQ の品質認証事業者が JICDAQ の認証マークを使用できる範囲は、原則として品質認証事業者である企業のウェブサイト、所属する役員及び従業員の名刺、JICDAQ の認証を得た事業のセールスツールとしての印刷物とする。ただし、認証の有効期間内の使用とする。

1 3 認証マークの使用申請手続

JICDAQ の認証マークを使用する場合は、認証の事実に基づいて下記の手続を経なければならない。その手順は次のとおりとする。

手順 1) JICDAQ は、認証の事実を通知する証明書および認証マークのデータを、認証を付与した団体の指定するメールアドレスまたは連絡先に送信する。

手順 2) JICDAQ より第三者検証・海外認証（自己宣言）・自己宣言のいずれかの認証を受けた団体は、上記のメール内に格納された認証マークのデータを使用することができる。

1 4 認証マークの使用方法についての禁止事項

認証マークの使用にあたっては、【別紙 B】所定のクリエイティブ規定に従わなければならない。また使用にあたり、次の①～⑦の行為を禁止する。

- ① JICDAQ の承認なく、使用目的以外に使用すること。
- ② ロゴの変形・加工・改変。（【別紙 B】参照）
- ③ 他団体の商品名、サービス名、商標、ロゴ、企業名等の一部として使用すること。
- ④ JICDAQ の承認なく、JICDAQ と何らかの雇用関係、提携関係、パートナーシップ関係等があること、または JICDAQ による承認・後援・協力・推奨等を示唆するような方法で使用すること。

- ⑤ JICDAQ とその事業への誹謗中傷またはその評判を貶めるような方法で使用するこ
と。
- ⑥ 違法、反社会的勢力に関連する内容、わいせつまたは公序良俗に反する内容の媒体等
で使用すること。
- ⑦ その他、JICDAQ がその裁量において不適切と判断する方法で使用するこ
と。

1 5 使用期限

JICDAQ の登録を更新することなく登録期限に達し、登録が解除された団体は、直
ちに JICDAQ のロゴおよび認証マークの使用を中止しなければならない。

1 6 使用制限、無断使用への措置

- ① 本規定外の使用や不適切な使用が確認された場合は、JICDAQ はロゴおよび認証マ
ークの使用の中止を求め、また使用許可を取り消すことができる。
- ② JICDAQ のロゴおよび認証マークが無断で使用された場合には、JICDAQ は使用の
中止を求め、また使用物の削除・回収を指示することができる。

1 7 使用者の責任・免責

- ① 使用者は、JICDAQ ロゴおよび認証マークの使用に起因して、JICDAQ が直接的ま
たは間接的に何らかの損害（弁護士費用の負担を含む）を被った場合、JICDAQ の請
求にしたがって直ちにこれを補償しなければならない。
- ② JICDAQ のロゴおよび認証マークの使用に起因して、使用者に生じたあらゆる損害
について、JICDAQ は一切の責任を負わないものとする。

1 8 使用規定の変更

JICDAQ は、JICDAQ が必要と判断した場合、あらかじめ通知することなくいつで
も JICDAQ ロゴおよび認証マークの使用規定等を変更することができる。

変更後の使用規定等は、JICDAQ のウェブサイト内の所定の位置に掲出された時点、
または登録された関係団体への一斉同報等を行なった時点からその効力を生じるもの
とし、使用者は使用規定の変更後も JICDAQ ロゴおよび認証マークを使用し続けるこ
とにより、変更後の使用規定等に同意したものとみなすことができる。

1 9 準拠法

JICDAQ ロゴおよび認証マークの使用規定等の準拠法は、日本法とする。

以上